

令和2年度病床機能再編支援給付金の対象となる病床機能再編について

**1 病床機能再編支援給付金について（概要）**

- 病床機能再編支援給付金、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関が病床削減や再編統合を行う場合に、県が給付金を支給するもの(補助率：国庫10/10)。
- 本給付金の交付に当たっての条件として、医療機関における病床の削減や再編統合について、地域医療構想の実現に資するものであることについて、地域医療構想調整会議の議論の内容を踏まえ、医療審議会において意見聴取を行う必要があること。
- 今回、「病床削減支援給付金」を申請予定の各医療機関の対応について、各圏域の地域医療構想調整会議において協議したところ、全てにおいて承認されていること。
- 上記を踏まえ、事務局としては、申請予定医療機関の全てについて、本給付金の対象とすることが適当と考えていること。

**2 申請予定医療機関**

(1) 病床削減支援給付金

ア 社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院【岩手中部】

病床機能	当初病床数		削減後 病床数(C)	給付金対象 病床数(B-C)
	許可(A)	稼働(B)		
高度急性期				
急性期	255	204	160	44
回復期	44	44	60	▲16
慢性期				
合計	299	248	220	28

イ 美山病院【胆江】

病床機能	当初病床数		削減後 病床数(C)	給付金対象 病床数(B-C)
	許可(A)	稼働(B)		
高度急性期				
急性期				
回復期				
慢性期	212	209	172	37
合計	212	209	172	37

ウ 一関市国民健康保険藤沢病院【両磐】

病床機能	当初病床数		削減後 病床数(C)	給付金対象 病床数(B-C)
	許可(A)	稼働(B)		
高度急性期				
急性期	54	54	44	10
回復期				
慢性期				
合計	54	54	44	10

※ 給付金の対象病床は、H30病床機能報告の稼働病床数に対する削減数であること。

(2) 医療機関統合支援給付金：対象無し

(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金：対象無し

### 3 各圏域の地域医療構想調整会議の状況

申請予定の医療機関について、各圏域の地域医療構想調整会議において議論を行ったところ、全て、地域医療構想を実現するための対応(病床削減)であるとして、承認を受けていること。

#### (1) 社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院

- ・ 会議名：岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議
- ・ 開催日時：平成30年9月28日（金）18：30～20：00

(参考) 岩手中部圏域の病床数の状況

病床機能	令和元年度 許可病床数	地域医療構想における 必要病床数（2025年）	差
高度急性期	50	135	▲85
急性期	926	438	488
回復期	340	555	▲215
慢性期	175	248	▲73
休棟	79		79
合計	1,570	1,376	194

#### (2) 美山病院

- ・ 会議名：胆江圏域地域医療連携会議
- ・ 開催日時：令和3年2月12日（金）18：30～20：00

(参考) 胆江圏域の病床数の状況

病床機能	令和元年度 許可病床数	地域医療構想における 必要病床数（2025年）	差
高度急性期		84	▲84
急性期	651	357	294
回復期	163	312	▲149
慢性期	546	445	101
休棟	77		77
合計	1,437	1,198	239

#### (3) 一関市国民健康保険藤沢病院

- ・ 会議名：両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会
- ・ 開催日時：令和2年2月28日（金）18：30～20：15

(参考) 両磐圏域の病床数の状況

病床機能	令和元年度 許可病床数	地域医療構想における 必要病床数（2025年）	差
高度急性期		76	▲76
急性期	746	278	468
回復期	125	290	▲165
慢性期	324	237	87
休棟	54		54
合計	1,249	881	368

## 5 今後のスケジュールについて（予定）

時期	内容
令和3年2月末まで	①【終了】各圏域の地域医療構想調整会議において、地域医療構想を実現するための病床削減（・再編）であるか協議 ②【今回】医療計画部会において、各圏域の地域医療構想調整会議の議論の状況について報告し、意見聴取 ③ 医療機関において病床削減に係る医療法上の手続きを実施（開設許可事項変更許可申請又は開設許可事項変更届の提出）
令和3年3月中	④ 医療機関から県へ給付申請書提出 ⑤ 県から医療機関へ給付決定、給付

## 6 【参考】制度の概要（令和2年12月25日 第2回医療計画部会資料より抜粋）

病床機能再編支援給付金として、下記の3つの事業メニューが国から示されているもの。

### （1）病床削減支援給付金

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年7月1日時点で、高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能（以下、「対象3区分」）のいずれかの稼働病床を1床以上有していること（平成30年度病床機能報告で報告していること）。</li> <li>○ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う病院、診療所であること。</li> </ul>														
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること。</li> <li>○ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域（二次医療圏）内で開設する病院を増床していないこと。</li> </ul>														
支給額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減した対象3区分の稼働病床数×1床あたり単価 （1床あたりの単価は病床稼働率により1,140千円～2,280千円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>削減した場合の1床あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床あたり、2,280千円を交付する。</li> <li>○ 算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。</li> </ul>	病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価	50%未満	1,140千円	50%以上60%未満	1,368千円	60%以上70%未満	1,596千円	70%以上80%未満	1,824千円	80%以上90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円
病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価														
50%未満	1,140千円														
50%以上60%未満	1,368千円														
60%以上70%未満	1,596千円														
70%以上80%未満	1,824千円														
80%以上90%未満	2,052千円														
90%以上	2,280千円														

(2) 医療機関統合支援給付金

支給対象	平成30年7月1日時点で、高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能（以下、「対象3区分」）のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院、診療所であること。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 統合病院等のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。</li><li>○ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること。</li><li>○ 統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上削減すること。</li></ul>
支給額の算定方法	病床削減支援給付金と同じ

(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金

支給対象	○ 病院の統合において、統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院（以下、「承継病院」）。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。</li><li>○ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。</li><li>○ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。</li></ul>
支給額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、承継病院が統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。</li></ul> ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。